

平成24年第1回砂川市議会臨時会

平成24年4月13日(金曜日)第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
増山 裕司議員
多比良和伸議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月13日 1日間
至 4月13日
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(13名)

| | | | |
|----|-----------|-----|-------------|
| 議長 | 東 英 男 君 | 副議長 | 飯 澤 明 彦 君 |
| 議員 | 一ノ瀬 弘 昭 君 | 議員 | 増 山 裕 司 君 |
| | 増 井 浩 一 君 | | 水 島 美 喜 子 君 |
| | 多比良 和 伸 君 | | 増 田 吉 章 君 |
| | 土 田 政 己 君 | | 小 黒 弘 君 |
| | 北 谷 文 夫 君 | | 沢 田 広 志 君 |
| | 辻 勲 君 | | |

○欠席議員（１名）

尾崎 静夫 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|---------------|---------|
| 砂 川 市 長 | 善 岡 雅 文 |
| 砂川市教育委員会委員長 | 高 橋 仁 美 |
| 砂 川 市 監 査 委 員 | 奥 山 昭 |

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|------------------------|---------|
| 副 市 長 | 角 丸 誠 一 |
| 市 立 病 院 長 | 小 熊 豊 |
| 総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者 | 湯 浅 克 己 |
| 市 民 部 長 | 高 橋 豊 |
| 経 済 部 長 | 栗 井 久 司 |
| 経 済 部 審 議 監 | 田 伏 清 巳 |
| 建 設 部 長 | 金 田 芳 一 |
| 建 設 部 審 議 監 | 古 木 信 繁 |
| 建 設 部 技 監 | 山 梨 政 己 |
| 市立病院事務局長 | 小 俣 憲 治 |
| 市立病院事務局審議監 | 佐 藤 進 |
| 市立病院事務局審議監 | 氏 家 実 |
| 総 務 課 長 | 安 田 貢 |
| 税 務 課 長 | 峯 田 和 興 |

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------|---------|
| 教 育 長 | 井 上 克 也 |
| 教 育 次 長 | 森 下 敏 彦 |

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------------|---------|
| 監 査 事 務 局 局 長 | 中 出 利 明 |
|---------------|---------|

5．本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

| | |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 局 長 | 河 端 一 寿 |
| 事 務 局 次 長 | 高 橋 伸 二 |
| 事 務 局 主 幹 | 佐 々 木 純 人 |
| 事 務 局 主 幹 | 吉 川 美 幸 |

○議長 東 英男君 おはようございます。本会議の開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありましたので、これを許します。

副市長。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時00分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成24年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届けがあった方を事務局に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、尾崎静夫議員であります。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増山裕司議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月13日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 東 英男君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の支払いについてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故損害賠償金を下記のとおり支払うものであります。事故発生年月日は、平成24年1月20日金曜日午後2時20分ごろ。事故発生場所は、砂川市空知太西6条7丁目、空知太中通りであります。相手方住所、氏名、相手方車両名、本市運転手は、記載のとおりであります。本市車両名は、日産ADバン、札幌400な75 28であります。事故の概要は、空知太中通りを東に向かい走行中、積雪のため道路幅が狭くなっている中、減速して停車中の対向車とすれ違う際に本市車両の後部が振られ、相手方車両の後部と接触した事故であります。過失割合は、本市車両が10割で、賠償金は11万9,204円であり、専決処分日は平成24年3月8日であります。支払い先は、赤平市美園町1丁目56番地、ハヤサカ自動車工業株式会社、滝川市栄町1丁目4番3号、株式会社トヨタレンタリース札幌滝川店であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の11万9,204円が補てんされるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） ただいま専決処分で報告がありました交通事故の関係で若干お伺いをするのですが、最近本市車両の過失割合が100%の状態がたしか続いているのではないかというふうに思うわけなのですけれども、今回は賠償金が10万ちょっとということで、そんな重たい事故ではなかったと思うのですけれども、これがまた大きな事故につながるような状況になっては困るなというふうにも思っておりまして、今回の事故の概要をもう少し詳しくご説明をいただければということと、今後大きな事故につながるような要件ではなかったのかどうかという点も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 交通事故に関します事故の概要をもう少し詳しくということでありました。本市車両は、空知太中通りを東に向かって走行していたのですけれども、積雪のため道路が狭くなっておりまして、若干すり鉢状になっているような状況があった中、スピードを落として本市車両が相手方車両とすれ違おうとしたということでありました。相手方車両につきましては、相手方の言い分といたしましては停車しているということになっておりまして、今回につきましては過失割合、砂川市の車両が動いているということがありまして、本市の過失割合が10割ということになったものであ

ります。

議員おっしゃられますとおり、最近事故が続いておりまして、交通事故対策につきましてはあらゆる機会を通じまして職員に周知しているところでございます。今回の事故につきましても、基本的にはこちらの車両がとまることで防げた事故でもあろうかなというふうにも考えております。このような事故が発生する中で職員に対する周知といたしましては、今回の事故に対しましては庁内LANの中で職員が見るグループウェアというのがありますので、その中で事故の状況を周知するとともに、このような場合はどのように対応すれば事故が防げたかをコメントもつけながら、事故が起こらないような細心の注意を払うように職員には周知徹底をしているところでございます。今回の事故につきましては、対物の事故ということで、特に相手方にけが等はございませんでしたけれども、そのようなことも考えられますので、細心の注意をしながら、公用車を運転しているということを厳に自覚して運転をするようにということで職員には周知を図っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分は、平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算であり、専決処分年月日は平成24年3月30日であります。

専決処分の理由は、平成23年度国民健康保険特別会計の歳出のうち、療養給付費が過大となり、予算費目上不足が生じ執行ができない状況から、平成23年度同会計予算の補正を要することとなりましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなく当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。今回の補正は第3号となります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万

9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,790万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で一般被保険者の療養の給付に要する経費425万9,000円の補正は、平成23年3月診療分から11月診療分までの9カ月間の療養給付費が対前年比約5%の伸びであったため、平成23年12月診療分から平成24年2月診療分までの3カ月間の療養給付費を対前年比約6%の増加と見込み、平成24年第1回市議会定例会において6,200万円を補正させていただき、総額を14億3,200万円といたしておりましたが、この3カ月間の療養給付費が対前年比で約13%増加したため、一般被保険者療養給付費負担金の補正が必要となったものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。2款国庫支出金の補正425万9,000円は、一般被保険者療養給付費の増によりルール分による療養給付費等負担金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 臨時議会で議場でしか質疑ができませんので、委員会っぽくちょっと細かい質疑になるのですが、若干させていただくのですが、今提案の理由で療養給付費がふえてということはわかったのですが、普通ですと療養給付費に対して国庫負担金はある一定の割合があるということ、先ほどもルールに基づいてという話でしたけれども、今回全額が国庫支出金で425万9,000円ということになっているので、その辺のところをもう少し説明をしていただきたいと思うのですが、この前3月の定例のときの国保会計でいくと、34%が一定ルールみたいなことが書かれておりましたので、今回は全額という、この辺の理由をもう少しお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、療養給付費全額がルール分ということで、この関係についてお答えを申し上げたいと思います。

国庫補助の療養給付費分につきましては、先ほどお話ししたとおり34%ということでございますけれども、今回この補正にかかわりまして、実は予備費1,500万円、これも療養給付費の中に含めて支出をさせていただいて、なおかつ足りないということで今回の補正ということでございますので、ルール分は34%ということで変わりはありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第5、議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明をいたします。9ページをごらん願います。附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第36条の2第1項の改正は、市民税の申告の定めであり、地方税法の一部改正に伴い、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要となったことによる改正規定であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率の定めで、法人課税に関し法人税率の4.5%の引き下げ及び課税ベースの拡大措置を実施したことにより都道府県の税収がふえ、市町村の税収が減ることとなりますので、この都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものであり、市町村たばこ税については1,000本につき4,618円を5,262円にする改正規定であります。

第150条の改正は、国民健康保険税の納期の定めで、現在6期となっている納期ごとの税額は、納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるときには、その端数金額はすべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとなっております。このことから、端

数が多い場合は最初の納期限の金額が多額となることから、条例で定めることにより分割金額の平準化を図ることとし、端数処理については1,000円未満から100円未満とするため、項を追加するものであります。

旧附則第9条の改正は、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の定めで、源泉分離課税である退職所得に係る個人市民税の税額から10%を減額する特例措置として、退職所得に係る課税が現年度化により通常の課税に比べ1年早い徴収であることから、税額相当に係る運用益が失われる等を理由に当分の間の措置として特例が導入されておりましたが、導入当時の金利と現在の金利を比べると特例措置を継続する理由がないことから、地方税法の一部改正により廃止されたものであり、これに伴う条文の削除であります。また、この特例措置廃止に伴う財源については、各地方公共団体が行う緊急防災、減災等のための施策を実施するための財源としているところであります。

附則第10条の2の改正は、地方税法の附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合の定めで、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方に裁量を認めたいほうが効果的な特例措置については、国が定める法律の範囲内で地方が自主的な判断で特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みが創設されたところであります。今回の地方税法の改正では、償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、下水道の水質を保全する除害施設、特定都市河川流域内における雨水貯留浸透施設について条例で特例割合を決定できるようになったことから、砂川市においては現在地方税法に基づき適用している特例割合を継続して適用しようとするものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、地方税法施行規則の一部改正に伴う条文の整理及び附則第10条の2が追加されたことによる条の移動であります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定めで、適用期間を3年延長するための改正規定及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第11条の2の改正は、平成22年度または平成23年度における土地の価格の特例の定めで、土地の価格は原則として評価替えによる3年ごとの基準年度の価格が次回まで据え置きとされるところであります。評価替え年度以外の年度において土地の価格が下がっている場合、各年度において評価額を下げるができるとする下落修正措置の適用を延長する改正規定であります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めで、適用期間を3年延長する改正規定及び宅地の負担調整措置について住宅用地における据え置き特例措置を廃止する改正規定であり、改正附則で2年間の経過措置を設けるものであります。宅地の負担調整措置とは、平成6年度に評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格の7割をめどとする評価

に変えたことにより、税負担が急増しないよう本来の課税標準額よりも課税標準額が低い土地について毎年度課税標準額を緩やかに是正し、本来の課税標準に近づける措置であります。

附則第13条の改正は、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めで、適用期間を3年延長するための改正規定であります。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例の定めで、適用期間を3年延長するための改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第16条の2第1項の改正は、たばこ税の税率の特例の定めで、第95条のたばこ税の税率の改正内容同様であり、旧3級品であるわかば、エコーなどのたばこの税率について当分の間1,000本につき2,190円を2,495円にする改正規定であります。

附則第20条の6の2は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、図書館、博物館、幼稚園を設置する旧民法第34条の規定により設立した社団法人・財団法人から一般社団法人・一般財団法人に移行し、非営利型法人などの一定の要件を満たした特定移行一般財団法人等について固定資産税の非課税措置の対象となる改正が行われたことから、条文を追加するものであります。

附則第20条の7の改正は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の定めで、大規模な災害によって被害を受けた方における原状回復及び損壊防止等のための支出について、復旧が長期間にわたることから災害関係支出の申告期限を延長する改正規定であります。

附則第20条の7の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の定めで、東日本大震災により居住用家屋が滅失した敷地の譲渡による譲渡所得の軽減措置については、現行では震災があった日以後3年を経過するまでが特例の対象でありましたが、東日本大震災はその被害が極めて甚大であることから、譲渡期限を震災があった日以後7年を経過する日までに延長となったことから、条文を追加するものであります。

附則第20条の8の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第20条の9は、個人の市民税の税率の特例の定めで、旧附則第9条の改正内容同様に、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として個人市民税の均等割額を500円加算するため、条文を追加するものであります。

附則第21条、第21条の2、第21条の3の改正は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めで、固定資産税同様、都

市計画税においても現行の負担調整措置の仕組みを3年延長するとともに、住宅用地の負担調整措置見直しによる改正規定であります。

旧附則第21条の4は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めではありますが、住宅用地の負担調整措置における据え置き特例措置を廃止するための条文の削除であります。

附則第21条の4、附則第21条の5の改正は、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めではありますが、適用期間を3年延長するための改正規定及び附則第21条の4の削除に伴う条の移動であります。

附則第22条、第22条の3の改正は、農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例の定め、適用期間を3年延長するための改正規定及び地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第23条は、都市計画税等の課税標準の特例の定め、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第40条は、国民健康保険税の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の定め、附則第20条の7の2同様、譲渡期限の延長を7年間とするため、条文を追加するものであります。

次に、6ページに戻っていただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日を定めており、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものであります。ただし、第1条の規定中、第1号に定めるものは平成25年1月1日から、第2号に定めるものは平成25年4月1日から、第3号に定めるものは平成26年1月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置であり、第3条は固定資産税に関する経過措置で、住宅用地の据え置き特例の廃止に関し、負担水準が平成24、25年度は従前の0.8以上から0.9以上のものについては課税標準を据え置きとする措置を継続するものであり、第4条は市たばこ税に関する経過措置であり、第5条は都市計画税に関する経過措置で、固定資産税と同様に、住宅用地の据え置き特例の廃止に関し、段階的に課税標準を据え置きとする措置を継続するものであり、第6条は国民健康保険税に関する経過措置を規定しております。

それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き、平成24年度以降から適用するもので、平成23年度分はなお従前の例によるものであります。

また、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期については、4月と設定しておりますが、評価替えの年である今年度は1カ月おくらせ、5月とするものであります。

以上が地方税法改正等による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

今回の条例改正は、提案説明にもありましたように、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例及び地方税法の一部改正に伴う条例改正であります。非常に多くの改正点がありますが、私も、私は2点に絞って質疑をさせていただきます。

まず、第1点は、緊急防災・減災事業に充当するとして、退職所得10%税額控除の廃止や個人市民税の税率特例で平成26年度から平成35年度までの10年間均等割を500円加算するというものでありますけれども、それぞれの対象者数とそれぞれの増税額及び全体の増税総額についてお伺いをいたします。

2つ目には、固定資産税及び都市計画税の経過措置による影響についてであります。住宅地などの固定資産税と都市計画税の軽減措置は、据え置き特例により2年間延長し、その後廃止するとされておりますが、2年間の軽減措置による影響額及び据え置き措置特例の廃止による市民への影響についてお伺いします。

また、地価が下がり続けている砂川市のような地域では、地価が下がり続けても増税になるという矛盾は起きないのかどうかお伺いし、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 今回の条例改正につきまして2点ご質問がございました。その中で、まず最初に緊急防災・減災事業に充当するとされております個人市民税の税率の特例、加算という部分と、退職所得10%税額控除の廃止に伴います影響額等についてご答弁をさせていただきます。

今回の条例改正による砂川市における影響額等ではありますが、個人均等割500円の加算では、平成24年度予算ベースで納税義務者が約8,100人ほどとなっておりますので、年間では約400万円となり、この納税義務者のベースで考えてまいりますと10年間で約4,000万円の増収が見込まれるところであります。また、退職所得に係る10%の税額控除の廃止につきましては、毎年度の退職者につきましては退職者数等もばらつきがありまして、過去の平均ベースで試算をいたしますと年間約100万円程度となっておりますので、10年間で約1,000万円の影響が見込まれるところでありますので、全体といたしましては年間で500万円、10年間で約5,000万円が見込まれるところでございます。

続きまして、固定資産税、都市計画税の軽減措置の廃止に伴います影響についてご答弁させていただきます。宅地の評価におきまして、平成6年度にそれまで市町村ごとにはばら

ばらでありました評価水準を評価の均等を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割をめどとする評価替えの考え方が示され、この評価替えによって税負担が急増しないように、なだらかに課税標準を上昇されるなどの負担調整措置が講じられたところでもあります。具体的には、本来の評価額に対する前年度の課税標準の割合であります負担水準が80%以上であれば前年度課税標準額に据え置いたり、負担水準が20%以上80%未満であれば前年度の課税標準に本来の課税標準額の5%を加算したり、20%を下回るものは本来の課税標準額の20%を今年度の課税標準とするなど、本来の課税標準額に近づけるように負担水準のばらつきを調整してきたところでございます。今回の改正では、本来の課税標準額の80%未満の土地がほとんど解消され、逆に本来の課税標準額と80%以上の土地との不均衡が課題となってきたことから、住宅用地における据え置き特例を経過措置を設け、2年間で廃止を行うものであります。砂川市においては、ほとんどの方が本来の課税標準額で課税をしており、据え置き特例について負担水準が80%から90%になることによる影響は80件程度であり、影響額といたしましては固定資産税、都市計画税を合わせて年間3万円程度の影響であります。また、負担調整措置が継続され、負担水準が90%未満の方には引き続き本来の課税標準額の5%を加算する措置が行われることから、地価が下がる中、税額が上がる場合もありますけれども、これは急激に本来の課税標準額とならないように負担を軽減する措置を継続しているものでありますので、この点につきましてはご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質疑をさせていただきますけれども、まず第1点の緊急防災・減災事業に充当する関係のご説明がございましたけれども、まずお伺いしたいのは、今回は市民税の改正でありますけれども、私たちは一緒に納めるのは道市民税というふうに納税をされておりますけれども、道税についても同じような状況だというふうにして理解していいのかなのか、その点についてまずお伺いしたいのが第1点です。

それから、今回個人市民税の税率特例などは、地方自治体が行う防災のための施策に必要な財源、つまり砂川市の防災対策の財源確保とされておりますので、砂川市として他の財源で防災対策を行う場合、この増税措置をとらなくてもいいのではないかというふうに理解するわけでありまして、その辺は国の地方税法が変わったからどうしてもやらなければならないのか、私はそうでなくて市独自でこの部分については判断できるものではないかというふうに考えますが、そのあたりについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 2回目の質問であります。まず、1点目の市税条例の改正、これに伴いまして一般的には道市民税と言われております道民税につきましても、市税と同様500円の今回加算となっております。既に道議会のほうでは議案のほうは可決されているという状況と聞いております。ですので、均等割の引き上げは、納税義務者にとり

ますと500円、500円のプラスいたしまして1,000円の加算という形になるのかなというふうに思います。

2点目の今回の地方公共団体が行う施策のための財源確保ということで、砂川市独自のものとしてはこれらの加算もしなくてもよいのではないかというご質問もありました。今回の個人市民税の均等割の臨時的な加算につきましては、国では標準税率の引き上げと考えるとところであります。標準税率の引き上げということになりますと、砂川市においては地方交付税の交付団体でありますので、基準財政収入額等に影響が及ぶものであります。普通交付税の基準財政収入額は、標準税率の75%を基準税額として算定しているところでありますので、均等割の加算を行う行わないにかかわらず、基準財政収入額といたしましてはこの加算を加えたものとして収入があるというふうに判断をされることとなりますので、地方交付税がその分加算をされなくても減額になるという、そのような状況になるところでございますので、市の独自の判断といたしましては加算をしなくてもよいという考え方もあるかと思えますけれども、収入減につながるということもありますので、そのような形の中で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、3回目の最後の質疑をさせていただきますが、今お話ありましたように、道民税も同じような措置をとられるということでありますから、先ほどの試算でいいますと、結局10年間で市民の増税は1億円ということに、市民税が5,000万、道民税が1億円ということにもなる大変大きな増税額になるというふうに考えております。それで、これは私は非常に市民に与える影響は大きいというふうに思いますし、今総務部長から答弁ありましたように、この個人市民税の税率の特例は市独自で決めることもできると。ですから、これは市長の施策として減税、確かに交付税は減るけれども、市民の税負担を抑えるかどうかと、そこは施策の考え方になるわけですが、今回の条例改正では今言いましたように多くの市民が大きな負担増になります。特に高齢者は、年金の支給額が減って介護保険料や医療保険料の引き上げで大変厳しい生活が強いられておりますし、さらにこれに加えて今、国会に提出されましたように消費税の大幅な引き上げということになると、大変市民の負担が大きくなりまして、地域の経済や市民生活には大きな影響を与えることになるのではないかとこのように考えますけれども、このような状況での市民への国の法律改正とはいえこのような増税のやり方について、市長はどのような所見を持っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 大きくくりな質問をいただきまして、市民税の均等割だけに限りますと、総務部長が申し上げたとおり、標準税率扱いになると、果たしてそれに市長の裁量とは言われつつ裁量があるのだろうか。防災の関係だけでいきますと、小中学校の耐震化は何とかタイミングがよくできましたので、一般財源はほとんどかからないで

できたというのがありますけれども、今後対応していかなければならないのは24年度予算でも措置させてもらいましたけれども、防災関係のいわゆる備蓄品だとか毛布だとか電気ストーブ、これはやはり2,000人規模を想定すると年次計画でそろえていかなければならないと。砂川市は、まだ恵まれているほうだと言われますけれども、総合体育館についても3月末で委託の結果が出ておりますけれども、今ちょっと聞きますと、どうも厳しいようだというので、これも市民の安心、安全のためには億単位の経費をかけながら恐らく総合体育館も何らかの措置をしていかなければならないだろうと。それで、均等割で対応できるのかというと、それで出てくる金が砂川市だけで5,000万程度ですから、それも10年間ですから、それで追いつく範疇ではないですけれども、もしこの財源がなければ、この近隣で苦勞されている市町村は、耐震化したくてもその財源が捻出できなくてやっていないということも現実にはございます。責任ある市民の安心のための施策をやるためには、市長としてはいわゆる標準税率扱いになるものについては国と合わせていかなければならないと。市の部分だけはない、道民税の500円だけいただきますと、そんなスタイルに本当になるのだろうかということ、私は非常に難しいなというふうに思っております。

それと、総体でいろんな消費税の問題もございました。消費税については国の施策ですから、私がどうのこうの言うという範疇ではございませんけれども、いわゆる経済学の鉄則といいますが、デフレ経済進行中の中で消費が落ちて貨幣価値が落ちているという状況の中で消費税を上げるといのは、経済学的には絶対やってはいけないと言われていましてございます。ですけれども、今の国の財政状況、いわゆる高齢化が異常なスピードで進んでいて、黙っていても何も政策を変えなくても毎年国は1.2兆円ずつ社会保障費がふえていくという状況で見たときに、これは国の関係ですから私がコメントするものではございませんけれども、もしそれで国が破綻した場合には社会保障なり地方交付税には必ず手がついてくると。そうしたら、国民がどちらを選択するかというのは、もう少し国は明確に情報開示をすべきなのだろうというふうに私は思っております。今の段階でやるには、余りにも厳しい状況もあるし、どちらとも、私も消費税を上げられると市内の商店街に大きな影響が出るというのはわかってございますけれども、もし上げないで今のままで国がそのままいってしまうと5年以内にはパンクしてしまうと、そのときの社会保障なり地方交付税はどうなってしまうのだろうか、もっと悪いことになるのではないかと、いろんな思いが頭の中をめぐらさせていただきますけれども、私自身がそこまで判断する材料がございません。ただ、言えるのは、例えば診療報酬一つとっても、診療報酬を上げていただくと市立病院は黒字回復になっていくと、それが残念ながら医療費がふえて皆さん方の国民健康保険料は上がってしまうと、みんながよくなるというのはなかなかどうも国の制度を見ていくとないみたいで、そこを首長に判断せと言われても、市立病院赤字にしないで何とかやっていただきたい、そのためには診療報酬上げてほしい、でも上げると国

保が上がってしまう。今幸いにも国は診療報酬は下げて、いわゆる大病院だけは上げるようにしていますけれども、その制度を勉強していきますと、みんながよくなるようなスタイルにはどうもなっていないというのがございまして、私も非常に苦慮しておりますけれども、全国市長会では各首長それぞれこういう問題で悩んでおりまして、国に対しては要望の域を超えて強く発言していかなければならないというふうになってございますので、その場で私も意見反映をさせていきたいなと、このように考えております。どうかご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私も市税条例の改正について若干質疑をさせていただきます。

先ほど土田議員の質疑でもダブるところもありますのでけれども、まずはたばこ税の関係で道に入っていたものが市に移譲されるというようなお話でしたけれども、こちらのほうの影響額もまず1点目でお伺いをしたいと思います。

それから、やはり先ほどの質疑の中でも出てまいりましたけれども、平成26年度から10年間均等割を500円加算するというようなことでお伺いをしたいのですけれども、目的としては緊急防災あるいは減災事業の砂川市がやる事業について充当というようなことだと思っておりますが、いわゆる目的税的な要素が強いということになりまして、先ほどのご答弁の中でもおよそ年間400万円、10年間にして4,000万円というようなお話が出てまいりましたけれども、市長のご答弁の一部では備蓄品、あるいは体育館の耐震というようなお話がありましたけれども、私はもうちょっと何かその理由が欲しいというか、本来の意味での市の緊急防災あるいは減災事業のこの部分、今後10年間の中で砂川市としてはどのような方向性をお持ちなのかどうかということをお伺いをしたいのです。体育館の関係にすれば、当然それを使っていくのだとすれば、どのような財源であっても改修をしなければならないのでしょし、ということなのです。ただ、今回のこれは、所得の多寡にかかわらず、均等割というのはほとんどの市民の皆さんにかかってしまう税金でありまして、そこに500円をとということになるわけですから、やはりしっかりとした目的を持って増税というような形をとっていかなければならないのではないかというふうにも思いますので、ぜひその辺のところをお伺いをしたいというふうに思っています。

まず、1回目は以上で終わります。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 初めに、たばこ税のほうからご答弁をさせていただきます。

たばこ税の税率が引き上げられるということにつきましてですけれども、たばこ税の税率改正につきましては、法人税率が平成24年度以後の開始の事業年度から4.5%の引き下げとなり、あわせて財源確保のために課税ベースの拡大措置が行われるということから、市町村の法人市民税が減額となりまして、逆に都道府県の法人事業税の税収が増額となることとなりました。この措置に伴いまして、都道府県と市町村間の法人に対する税収の増減を調整することとして、たばこ税の税率を税源移譲することによりまして解決しようというものであります。たばこ税全体の税率には変更はありませんけれども、市たばこ税の税率を引き上げることとなったものであります。市たばこ税率の引き上げによる影響額につきましては、平成25年度以降現行のベースで考えますと毎年2,400万程度の増収が見込まれるところでございます。

続きまして、法人市民税の均等割が加算されまして、目的税的な要素もあるのではないかとということでございます。今回の改正の考え方につきましては、東日本大震災を教訓といたしまして、全国的に防災の重要性の認識と地域の防災力強化が図られていく中で、さまざまな事業を行っていくことが予定をされておりまして、国の復興の基本方針では国民がひとしくサービスを受けることとなりますので、可能な限り幅広く薄く負担をさせていただくという国の考え方に基づきまして均等割の引き上げとなったところでございます。この考え方につきましては、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合おうというのが基本的な考え方でありまして、これらによりまして全国的な緊急防災・減災事業の一般財源として活用していくというのが国の考え方あります。

私のほうからこの点についてご答弁とさせていただきます。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 小黒議員から砂川市の防災の方向性をもう少し理由づけをしてほしいという質問でございました。防災に関しても私は力入れてございまして、長年、平成10年以降職員を減らしてきたのですけれども、ことしあえて職員をふやしました。その中には、1つには防災担当の職員を配置しまして、私の希望としては1年で結果を出してほしいと。課題として19年から町内会連合会にお願いをしていたのですけれども、沼田・砂川活断層で最大震度が直下型で震度6強ということになると、7,000以上の住宅がございましてけれども、そのうちの、ちょっと細かい数字は忘れましてけれども、1,700棟ぐらいは全壊するだろうと、これは56年以前の建物、古いものでございましてけれども。その場合に、阪神・淡路のときに助かった人の9割は地域の人たちが助けたと、そういう実情がございまして、何とか自主防災組織、災害弱者名簿をつくってやっていただけないだろうかというお願いを町内会連合会のいわゆる三役の方とか集まって、

当時百何十人の方が集まってございましたけれども、福祉センターでお話をさせていただきました。その後いろんな町内会で取り組んでいただいて、自主防災組織はまだ6つぐらいしかできていなくて、これからもっと市が力を入れていかなければならないということで職員を1人専門に置いたと。

それで、私の考える防災の方向性ですけれども、砂川で起こり得る災害って一体何があるのだろうと。1つには、震度6強の地震が起きた場合の対応、これはもう町内会にも話してございますし、それぞれ防災訓練も3回やってございます。これも学校単位でもっと続けて、もっと組織していかなければならないかなと。そして、もう一点あるのは、昨年台風12号、石狩川の水位が異常に上がりまして、堤防の外というのですか、堤外、大分高いところまで水が来てゴルフ場も全部水がついたと。あのときには、幸いにもラッキーだったのは石狩川と中空知のここが降らなかったと。だから、空知川の上流というのは上川の南部のほうなのですけれども、そこも同時に降っていて砂川の中空知も降っていると越流堤を越えて入ってきただろうと。たまたまラッキーだったのは、石狩川の水がふえただけであったというのがございまして、もし越流堤を越えてきて、そこに水がたまった場合に、あそこにはパンケ歌志内川の水も入ってきます。その水門をこれ以上入れないととめた場合に、その水の行き場はどうなるのだろうと。計画では、上砂川のほうのトンネルをくぐってパンケ歌志内川のほうに流れるのだけれども、それを実際には検証、連携をとってやられたことがないというのもございまして、それを想定した場合にどこまで市内は水がつくのだろうかと。それも想定して、今防災マップ、道のほうから示されていますから、つく箇所はわかっているのですけれども、それも含めて周知なり、避難場所も地震の場合と水害の場合は変わってくる、そのためには誘導サインもつくらなければならないし、公民館が本当に、水害の場合に当然そこは避難場所にはなり得ないだろうと。ただ、どこまで水つくかというのは、ある程度市民にわかるように誘導サインというか、どこまで来ますよというサインも示していかなければならないと。それを行政が机上だけで考えるのではなくて、町内会連合会なり町内の人と協議しながら進めていかないとなかなか、行政だけで避難場所を決めると地元の人たちがわからないと。やっぱりこれは町内会、地域の人を巻き込んで計画をつくらないと自分たちのものにならないだろうと。一部の町内会長からは、体育館が目の前にあるのにどうして砂中へ行かないとならないのだろうかと。やっぱり行政、自分たちで人数割りで考えてしまうと。だから、あえて遠いところまで避難させてしまうというのがあるから、それも踏まえて町内会連合会と協議しながらみんなを巻き込んでやっていきたいなど。そのためにあえて1人職員を採用しましたので、それも含めまともろもろと市民サービスのためには、安心、安全のためには経費はかかるのだと。でも、それもきちんとやっていきたいと。それをあわせて考えていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の市長のご答弁はとてもわかりやすく、職員がふえているということの理由が今初めて私はわかりました。今みたいな発信をやはりどんどんしていただきたいのです。つまり今回の国のほうの法律のでき方が東日本大震災の云々で砂川市のというような条例改正ということになるので、普通でいけば私たちの均等割の500円が東日本のほうに行くというのならわかりやすかったのかもわからないのです。ところが、その入ってきたお金は砂川市の防災あるいは減災事業で使うのだと、そういうことだったものだから。今の市長のお話でいけば、まだまだうちのまちも地震あるいは水害についてのやらなければならないこともたくさんあるというようなお話が今具体的に出てきたので、今回のまさに均等割の500円というものが、今後生かしていってもらえるのかなというのが今相当よくわかってきたのですけれども、本当にまだまだ砂川市でやっていかなければいけない、あるいはもっとスピードアップをしてもらいたいという防災の関係も実はありまして、うちの町内なんかでも話が出てくるのが年に1回だか地域防災訓練をしているのではないかと。ただこれから先何年かかかっていくのだという話です。前も1度お伺いしたことがあったのですけれども、1年に1カ所ずつやっていく、まだまだこれから10年かかるのではないかというお話もあったのですけれども、せっかくこういうふうな防災・減災での財源、そんなに大きくない財源だと思いますので、年間400万、退職所得の関係も含めていくと500万ぐらいということなのですけれども、できれば先ほど市長がおっしゃったそういう防災意識を高めていくためには、やはり地域防災訓練というのはとても有効だと私は思うのです。そんな意味から含めて、いわゆる均等割の500円というものが市民にとってどういうふうな位置づけになり、どういう砂川市のこれからの地域の安全につながっていくのかということもしっかりわかってもらうために、もう少し例えば地域防災訓練の回数をふやして1回でも市民の皆さん方が経験をされていくようにとか、あるいはこれもあれですけれども、災害要支援の名簿をつくるというようなお話もちょっと前から出ていますけれども、なかなか見えてこないのです。町内のほうにもそういうような情報がなかなか入ってきませんし、やっぱり目に見える形で防災にとっても力が入っているのだということを、ぜひこれを機会にどんどんとアピールをしていっていただきたいというふう思うのですけれども、その辺のご所見何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 地域防災訓練につきましては、今まで3カ所で行ってまいりまして、幾つかの町内会をまたがりながらやっているという状況にはありますけれども、確かに議員お話しのとおりまだ3カ所で行われておりませんので、このままやるとどれだけかかるのかということもあります。今回このような形で均等割の引き上げということで多くの方に負担をしていただくということがございますので、それらを踏まえながら、今ほ

かにもありましたとおり、市民にとって市がどのような形で防災を考えているのだと、そのような考え方を示しながらご負担をいただくのだというのを市民に情報発信をさせていただきながら、防災等の情報発信は広報等も行っておりますので、その際にはまた新たな考え方を示すなり、スピーディーなこともお話もいただいておりますので、今回職員も配置しておりますので、そのような対応の中で負担をしていただいたので、このようなことが行われるのだというのを市民の方に意識していただいて、安心して暮らせるまちづくりという形になるように、市だけでは進められませんので、町内会等とも協力を仰ぎながら、地域防災訓練も複数回行うことができるのかどうかも含めまして検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長あるいは総務部長のお話を伺っていけば、今回の均等割、本当に目的税的な均等割の増税なのでございますけれども、ぜひ議会で議決後、当然広報等でお知らせをされるのだらうと思うのですけれども、決して税金が上がるというだけの広報ではなくて、今市長あるいは総務部長がおっしゃられた内容も含めて、しっかりと増税の目的を示していただきながら発信をしていただければというふうに思います。こちらのほうは、そのようなお約束はしていただけますでしょうか。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 貴重な税収という形になっております。その発信の手法については今後検討してまいりますけれども、確かに増税だけではありませんので、このようなものを実施しますということでもさまざまな機会を活用してPRをさせていただきまして、市民の方に理解をしていただく、まだ課税の時期までは若干時間がありますので、それらの課につきましてもそれらの周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） ただいま上程されております議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のため

の施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部改正に伴うものでありますが、東日本大震災からの復興や東京電力福島第一原発事故の被害者に対する課税免除や減額措置の延長などは当然の措置であると理解をしております。しかし、今回の退職所得10%税額控除の廃止や個人の市民税均等割額500円の加算などにより、年額約500万、10年間で5,000万を超える大增税になります。加えて道民税も同様に増税され、市民への大きな負担が想定されます。一方で、今回の地方税法の改正では、担税能力を持つ業者への優遇策の継続、軽減措置の延長などで大企業等に対する減税措置が行われております。今消費税の大幅引き上げなどで市民生活と地域経済は一層厳しくなり、とりわけ高齢者の年金支給額の減、さらには介護保険料や医療保険料などの相次ぐ引き上げで厳しい生活が強いられております。

このように市民に大きな増税の負担を強いる今回の条例改正には賛成できかねますので、反対をし、討論といたします。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私は賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の市税条例の改正は、多岐にわたっているわけでありましてけれども、大きくは東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行及び地方税法の改正に伴う条例の制定であります。東日本大震災からの復興に関しての財源につきましては、大震災を教訓として全国的に地域の防災力の強化が図られていく中でさまざまな事業を行っていくことが想定され、先ほどの総括質疑によるご答弁でもありましたように、可能な限り幅広く薄く負担していただくこと、また次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うことが基本の考え方となっているところでございます。砂川市におきましても、今後備蓄品の購入や避難場所の改修、さらには市民周知活動など、さまざまな防災対策を行わなければならないと考えます。そのことは、多くの市民が切に望んでいることでもあると私は思っております。そのためには、当然のごとく財源確保が必要となるものであり、また今回の個人市民税均等割の引き上げは標準税率の引き上げとなることから、地方交付税にも影響を及ぼすものとご答弁もありました。地方税法の改正につきましては、本年3月31日に改正されており、それに伴う条例の整備であり、特例措置の継続も含まれていることから速やかな条例の改正が必要と思われれます。

以上のことから、本条例の改正につきまして賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、討論とさせていただきます。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成24年第1回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年4月13日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員